

平成23年2月28日

都道府県協会・関係団体 御中
ブロック審判長・都道府県審判長 殿
ブロック競技部長・都道府県競技部長 殿

社団法人 日本ホッケー協会
技術委員会 委員長 西田 範次
審判部 部長 千野 雅人
(公印省略)

ペナルティコーナーのフライングに対する罰則についての補足説明

余寒の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より技術委員会の諸事業に対しまして、格別のご協力を賜り深く感謝いたしております。

さて、先般ペナルティコーナーのフライングに対する罰則についての説明文書を送付させていただきましたが、次のことについて補足させていただきますので、周知の上、適切に運用していただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 フライングによってセンターラインまで移動したプレイヤーが、再びペナルティコーナーに参加できる制限について、そのペナルティコーナーが**終了するまで**は戻ることができない。そのペナルティコーナーが終了しないまま再度ペナルティコーナーになった場合は、引き続きセンターラインまで移動しなければならない。

「終了」とは、規則 13.3 のmの項にある、「サークルから5m外にボールが移動した場合」を含み、コーナーやフリーヒット等に移行した場合のことであって、真にペナルティコーナーの規則が適用されなくなった時を示している。エキストラタイムや選手交代のための終了要件の意味ではない。あくまでも、その当該ペナルティコーナーの間は、センターラインに戻らなければならないということである。したがって、もしもエキストラタイムの時にセンターラインに戻ったプレイヤーは、時間終了までペナルティコーナーに参加することはできないということになる。

- 2 一旦、センターラインに戻ったプレイヤーは、「球出し」後は他のセンターラインにいる選手と同様に、守備のためにサークルに戻ったり、攻撃のためにサークル内に入っていったりすることは可能である。

3 その他

このことについての質問は、下記の技術委員会審判部規則担当まで連絡いただきたい。

平尾 090-7372-0054